

実地監査の目的・関係法令

(1) 実地監査の目的

財政投融资に係る実地監査は、資金の使用状況及び経理に関する事項、財政投融资を活用した事業の成果等に関する事項並びにその他財務に関する事項を調査することにより、資金の使用の適正化を図り、もって財政融資資金及び財政投融资特別会計の投資勘定の資金の効率的運用並びに政府保証契約の適格な管理に資することを目的とする。

(2) 実地監査の概要

■法人等に対する実地監査においては、理財局の財政投融资監査官、財政投融资実地監査官等が、地方公共団体に対する実地監査においては、全国の財務局・財務事務所等の資金実地監査官等が、以下の事項等の実態を確認している。

【法人等に対する実地監査】

- ① 財政投融资の対象事業にふさわしい政策的意義
- ② 財務の健全性・償還確実性
- ③ 資金の適正な執行等

【地方公共団体に対する実地監査】

- ① 貸付資金の使用状況
- ② 事業の成果
- ③ 財務状況(償還確実性)等

(関係法令)

◇ 財政融資資金法

・第1条「この法律は……国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増進に寄与することを目的とする。」

・第3条第1項「財政融資資金は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理及び運用する。」

◇ 財務省設置法 第4条第39号「財政投融资計画の作成並びに財政融資資金の管理及び運用に関すること。」

◇ 財務省組織令 第54条第3号

「財政融資資金の融通先……における資金の使用状況の調査及び実地監査に関すること……。」